

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について

平成23年12月1日

白石市総務部財政課

東日本大震災による被災地域の早期復旧を図ることを目的として、一定の条件に該当する工事に限り、平成23年7月26日から臨時的措置として現場代理人の兼務を2件まで認める運用を実施してきましたが、下記のとおり緩和措置を拡大する運用を実施します。

### 記

#### 1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす2件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとします。

ただし、工事現場条件により施工管理上支障がない場合は、工事発注担当課に協議の上、3件以上の兼務を認めることとします。

- (1) 本市が発注する工事請負契約であること。
- (2) 各々の請負代金額が2,500万円（建築一式の場合は5,000万円）未満であること。
- (3) 兼務している期間中は、必ずいずれかの工事現場に常駐できること。
- (4) 現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営及び安全管理等を行う連絡員を滞在させること。

#### 2 手続き

現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人兼務届（別記様式）をそれぞれの工事発注担当課に1部ずつ提出して下さい。（それぞれの届出書に、兼務する他の工事の工事請負契約書頭書（写し）を添付して下さい。）

#### 3 適用

当分の間、平成23年12月1日以降に入札を執行する工事から適用します。

ただし、兼務させる他の工事がこれよりも前のものについても、現場代理人兼務届を工事発注担当課に届け出すことにより適用します。